

6. 空気環境に関すること (続き)	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法																
		<input type="checkbox"/> 最高最低 <input type="checkbox"/> 平均 特定測定物質の最低(平均)濃度:[] 最高濃度:[] 測定器具の名称 採取 分析 採取を行った年月日 年 月 日 内装仕上げ工事の完了日 年 月 日 採取を行った時刻等 (開始) 日 時 分 (終了) 日 時 分 採取条件 (居室の名称) (室温(平均の室温)) (相対湿度(平均の相対湿度)) (天候) (日照の状況) (換気の状況) (冷暖房の実施状況) (その他) 分析した者の氏名又は名称																
		VOC (トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)、 <input type="checkbox"/> 選択せず																
		<input type="checkbox"/> トルエン <input type="checkbox"/> キシレン <input type="checkbox"/> エチルベンゼン <input type="checkbox"/> スチレン	<input type="checkbox"/> 最高最低 <input type="checkbox"/> 平均 特定測定物質の最低(平均)濃度:[] 最高濃度:[] 特定測定物質の最低(平均)濃度:[] 最高濃度:[] 特定測定物質の最低(平均)濃度:[] 最高濃度:[] 特定測定物質の最低(平均)濃度:[] 最高濃度:[] 測定器具の名称 採取 分析 採取を行った年月日 年 月 日 内装仕上げ工事の完了日 年 月 日 採取を行った時刻等 (開始) 日 時 分 (終了) 日 時 分 採取条件 (居室の名称) (室温(平均の室温)) (相対湿度(平均の相対湿度)) (天候) (日照の状況) (換気の状況) (冷暖房の実施状況) (その他) 分析した者の氏名又は名称															
7. 光・視環境に関すること	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率:[%以上]																
	7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北:[%以上] 東:[%以上] 南:[%以上] 西:[%以上] 真上:[%以上]																
8. 音環境に関すること	8-4 透過損失等級 (外壁開口部) <input type="checkbox"/> 北 該当なし <input type="checkbox"/> 東 該当なし <input type="checkbox"/> 南 該当なし <input type="checkbox"/> 西 該当なし	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度																
		<table border="1"> <tr> <td>北</td> <td>東</td> <td>南</td> <td>西</td> <td rowspan="4"> 特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本工業規格の $R_{m(1/3)} - 25$相当以上) が確保されている程度 優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本工業規格の $R_{m(1/3)} - 20$相当以上) が確保されている程度 その他 </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>	北	東	南	西	特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本工業規格の $R_{m(1/3)} - 25$ 相当以上) が確保されている程度 優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本工業規格の $R_{m(1/3)} - 20$ 相当以上) が確保されている程度 その他	3	3	3	3	2	2	2	2	1	1	1
北	東	南	西	特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本工業規格の $R_{m(1/3)} - 25$ 相当以上) が確保されている程度 優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本工業規格の $R_{m(1/3)} - 20$ 相当以上) が確保されている程度 その他														
3	3	3	3															
2	2	2	2															
1	1	1	1															
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度																
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている															
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている															
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助式車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている															
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている															
		1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている															